

議案第 3 2 号

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘



## 南あわじ市条例第 号

### 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

南あわじ市福祉医療費助成条例（平成17年南あわじ市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を次のように改める。

(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。

ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）の額

第2条第11号及び第12号中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改める。

第4条第1項第2号中「は、精神疾患による疾病を除く」を「の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（同法施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る」に改める。

第5条第1項第1号イ中「80万9,000円」を「規則で定める額」に改め、同項第3号中「幼児等については」の次に「、入院以外の療養において」を加え、「23万5,000円」を「27万円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。



南あわじ市福祉医療費助成条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）が行われないときに限る。）をいう。</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に</p>	<p>第1条 略</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額をいう。</u></p> <p><u>ア 医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）</u></p> <p><u>イ 医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において行われる医療に関する給付（以下「医療保険以外の国等の給付」という。）の額</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に</p>	

よる市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「80万9,000円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (12) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定す

よる市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは「規則で定める額」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とし、総所得金額に同法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

- (12) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定す

る給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が80万9,000円以下である者をいう。

(13)～(19) 略

### 第3条 略

（福祉医療費の支給）

第4条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者又は幼児等保護者及び母子家庭等に次の各号により算定した金額を、規則で定める手続きに従い、福祉医療費として支給する。

(1) 略

(2) 重度障害者の福祉医療費 重度障害者の疾病（重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

る給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第2項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の11第2項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除して得た額とする。）をいい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）の合計額が規則で定める額以下である者をいう。

(13)～(19) 略

### 第3条 略

（福祉医療費の支給）

第4条 市長は、市の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者又は幼児等保護者及び母子家庭等に次の各号により算定した金額を、規則で定める手続きに従い、福祉医療費として支給する。

(1) 略

(2) 重度障害者の福祉医療費 重度障害者の疾病（重度精神障害者の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17年法律第123号）第58条に規定する自立支援医療費（同法施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。）又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除

ア・イ 略

(3)～(6) 略

2～4 略

(所得による給付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。

(1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当するとき。

ア 略

イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万9,000円を超えるとき。

(2) 略

(3) 幼児等については、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5,000円以上であるとき。

(4) 略

した額とする。

ア・イ 略

(3)～(6) 略

2～4 略

(所得による給付制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。

(1) 高齢期移行者については、次のいずれかに該当するとき。

ア 略

イ 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が規則で定める額を超えるとき。

(2) 略

(3) 幼児等については、入院以外の療養において、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合は、その幼児等の民法第877条第1項に定める扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が27万円以上であるとき。

(4) 略

2 略

第6条以下 略

2 略

第6条以下 略

